

2014年12月5日 第11回 大村入国管理センターと移住労働者と共に生き

るネットワーク・九州との意見交換会報告

大村入国管理センターへの要望書

以下の事項の実現を要請します。

- 1, 家族が日本国内の遠方にいる収容者の場合、家族の面会が極めて困難です。家族が居住している地域を管轄する入国管理センターへ移送するようにしてください。特に、学齢期の児童等の子がいる人については、子どもの権利条約にもある「子どもが親に会う権利」を奪うこととなります。特段の配慮をお願いいたします。

(回答) 収容所の施設構造は、被収容者の長期間の生活を前提にしておらず退去強制令書が発付されているにもかかわらず被収容者の事情で長期収容が見込まれる場合、各センターに移送する取扱いとなっている。送還を前提に各センターの状況を考慮して振り分けて移送しており、面会者の利便性のためその家族の近くに改めて移送するという取り扱いは行っていない。 地方入国管理局が学齢期の児童等へ子がいる人への配慮をしているかどうかは当センターがコメントする立場にないので差し控える。

- 2, 平日に休みが取れない面会希望者のために月に1回か2回、土曜日から日曜日に面会ができるようにしてください。そして被収容者が希望する場合には職員の立会いなしでの面会を実現してください。(※参考例 職員の立会なしの面会は、東日本入国管理センター、東京入国管理局では実施)

(回答) 遠方からの面会者については柔軟に対応している。閉庁日の面会は保安上の問題から考えていない。職員の立会いは、被収容者の希望の有無で決めるものではない。

3, 窓ガラスの仕切りの無い家族面会室を設置してください。また、一般面会室に書類の受け渡しができるよう小窓を作ってください。それまでの間、可能な限り弁護士用とされる面会室での面会を実施してください。（※参考例 福岡入国管理局では、小窓つき面会室で面会を実施）

（回答） 乳幼児を伴う面会はまれである状況に変化はなく、仮に設置するためには大幅な改修工事を必要とするため、現実的には考えていない。小窓の設置は保安上の問題から考えておらず、書類は職員を介して受け渡しができる。

4, 収容棟の部屋から遠景（山や海）が見えるような工夫や、緑が多く見えるような工夫をしてください。

（昨年の回答）3、4階の目隠しはルーパー方式で、構造上取り換えが不可能。もし取り外しができ、現在のすりガラスを透明ガラスに代えても、外部から内部が見えるのでできない。ミラーガラスを使用すれば昼間はよいが、夜間は逆に外から内が見えるようになるため、被収容者のプライバシー保護のために不可能。何らかの改善がはかれないか検討する。

（参加者メモ）

外固定？の窓のフィルム及び3、4階の目隠しはルーパー方式で、・・・警備保安及び被収容者のプライバシー保護と、・・・構造上取り換えが不可能。

ミラーガラスを使用すれば昼間はよいが、夜間は逆に外から内が見えるようになるため、被収容者のプライバシー保護のために不可能。

（回答） 外周路の窓に設置しているすりガラスやルーパーは外部との連絡を遮断し、外部より見えないようプライバシーに配慮したもので外せない。4階の目隠しはルーパー方式で、構造上取り換えが不可能。もし取り外しができ、現在のすりガラスを透明ガラスに代えても、外部から内部が見えるのでできない。ミラーガラスを使用すれば昼間はよいが、夜間は逆に外から内が見えるようになるため不可能。

- 5, 被収容者の運動場の利用は、現在平日のみに認められていますが、土曜、日曜、祝日でも認めてください。

(回答) 職員の確保、けが人の発生時の対応、施設の構造上、運営上の対応から、保安上の支障があり実現は困難。また、GW、年末、年始などは特別に許可している。

- 6, 常勤医師の不在期間が、1年半を超えました。常勤医師の確保を急いでください。

(回答) 昨年4月から常勤医師は不在。確保のために鋭意努力をしている。

- 7, 被収容者が施設の医師の診断に不安を感じ、または不満があるとき、それを減らすために、医師から被収容者に説明をより丁寧にするようにしてください。施設外の専門医による受診を今まで以上に実施して下さい。また薬の処方においては、長期的処方による弊害（安定剤や睡眠導入剤等による薬物中毒）が生じないように引き続き一層の配慮をしていただきたい。

(回答) 嘱託医から被収容者へ説明は、不安、不満を減らすために引き続き丁寧にする。外部の受診は、食卓医が適切に判断し実施している。薬による弊害については、嘱託医が最も配慮しているところ。

- 8, 長期収容者のストレス解消や心の癒しになるような、カウンセリングの充実、日本語などの語学学習ができる環境の整備、運動会、クリスマス会等のイベント実施等を要望します。

(回答)

カウンセリングについては、その目的と効果を十分に理解して充実していく。その他の要望については、保安上の問題、予算の問題等により実現は困難。日本語学習等については、社会復帰を目的とする施設ではないので実施は考えていない。

(回答) カウンセリングについては、その目的と効果を十分に理解して充実していく。その他の要望については、保安上の問題により実現は困難。

9, 数カ国語以上の外国語の辞書を貸し出しできるように常備してください。

(参考例 東日本入国管理センターでは平成24年に実施)

(回答) 希望にもよるが、複数の言葉の収容されている電子辞書の取入れを検討したい。

10, 難民認定申請者、日本に妻子等家族を持つ人、医療的ケアの必要な人、その他6ヶ月以上の長期収容者について、仮放免を許可して下さい。家庭を持つ人は在宅で暮らせるようにして下さい。

(回答)

相当の期間収容されている被収容者については、一定期間ごとに、仮放免の必要性、相当性を検証、検討し、個々の事情に応じて仮放免を弾力的に活用する。一律には判断できない。

11, 仮放免の保証金を減額してください。

(回答) 身元保証人の収入や資産状況を勘案して決定している。